

### 第3期 平成29年度 新宿区多文化共生まちづくり会議 第4回住宅部会 議事概要

日 時 平成30年1月29日（月）14:00～16:00

場 所 区役所本庁舎6F 第4委員会室

出席委員 稲葉委員、張委員、高委員、シュレスタ委員、盛委員、李委員、平野委員、植木委員、竹内委員、澤田委員、船山委員 11名

欠席委員 毛受委員、渡邊委員、金（相）委員、イーイーミン委員、江副委員 5名

#### 1 開会

#### 2 今後の審議スケジュール

事務局から今後の審議スケジュールについて説明があった。

#### 3 多文化共生まちづくり会議「中間のまとめ」の報告

事務局から、中間のまとめ（案）からの変更点について説明があった。

#### 4 住宅に関する課題解決のための具体策の個別検討

##### 【日本生活ガイダンス】

- ・日本語学校は日本生活の玄関口でもある。生活ルールを学生に説明してもらえるよう協力を求められないか。留学生は、なかなか住民意識を持ってないまま生活している場合が多い。日本生活について学ぶことで、地域住民としての自覚を持つ機会になる。
- ・様々な情報を出したとしても、受け手が自分に必要だと認識しない限り届かない。問題意識をもって、知りたいと思う人は自分で調べて情報を得るため、トラブルを起こさない。学校等と連携して、ルールを伝える機会を作れると良い。

##### 【重要事項、住まいのルールの多言語説明資料の作成】

- ・既に宅建協会が作成しているものがあるため、作成でなく公開手段を検討してはどうか。
- ・新宿区独自の情報があるなら作成すべきだが、一般的な情報については資料も映像も既に国や都にあるものを活用した方が良い。
- ・住まいのルールのなかで特に部屋を貸す側が困ることが、ごみの出し方で、粗大ごみとして回収の申し込みをせずに、不法投棄されるケースである。新宿生活スタートブックにごみの出し方について掲載されているので、暮らし部会と連携できると良い。
- ・新たに多言語資料を作成せず、既にあるものを収集して公開することに賛成だが、どこに公開するか。そして公開していることをどのように知らせるか検討が必要である。
- ・資料やDVDが既にあっても必要な人に情報が届いていないなら、提供方法に工夫が必要

である。WEBで公開した方がSNSで発信することもでき、効果的である。

#### 【外国人に住まいを貸すためのテクニック・トラブル解決事例集の作成】

- ・作成しても、オーナーを束ねる団体がなく、オーナー同士の横のつながりがないので、提供する術がない。
- ・賃貸に係るトラブルは入居者の国籍に関係なく発生するものなので、不動産業界内では事例が蓄積され、研究しつくされているので新たに作成する必要はないのではないか。
- ・保証会社は監督官庁がないのでその質は様々であり、民間企業であるため倒産等も起こり得る。区がリスト化して利用を推奨するのは難しいのではないか。
- ・日本人オーナーとしては、入居者がトラブルを起こした場合に備えて、意思疎通しやすい日本人に貸したいという気持ちを持っているが、外国人オーナーの意見も聞きたい。

#### 【外国人の賃貸契約に係る研修会の実施】

- ・宅建協会新宿支部では年数回、会員向け研修会を実施しているため、住宅部会から研修テーマを提案する等、実現可能である。  
全日本不動産協会へは別途協力依頼する必要がある。

#### 【「(仮称)外国人住まい協力店」リストの作成・公表・店頭掲示物の作成】

- ・協力店として登録したままではなく、リストを見ての問合せ件数等を報告してもらい、登録リストの更新をしていかなければ有効性が低い。さらに、賃貸物件を探す際、大抵の人は不動産屋を複数件回って決めるので、問合せのうちどれくらいが成約までつながったかはわからないので報告は難しい。

#### 【差別意識の解消、多文化共生意識の醸成】

- ・外国人は保証会社だけではならず、日本人の連帯保証人を求められることがある。
- ・日本全体で外国人人口が増えているなか、今は外国人に部屋を貸した経験がないオーナーもいずれ貸すことになるかもしれない。そうしたオーナーへ情報提供したい。
- ・「新宿区の住宅及び住環境に関する基本条例」14条の居住差別の解消について、改めて区民に広く周知する必要がある。

#### 5 その他

事務局から次回の会議について説明があった。

#### 6 閉会